

平成29年生駒市教育委員会第11回定例会会議録

1 日 時 平成29年11月27日(月) 午前9時34分～午前10時39分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

(1) 議案第21号 平成29年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について

4 出席委員

教育長	中 田 好 昭		
委員(教育長職務代理者)	飯 島 敏 文	委 員	上 田 信 行
委員	寺 田 詩 子	委 員	神 澤 創
委員	浦 林 直 子	委 員	坪 井 美 佐
委員	レイノルズあい	委 員	西 井 久 之

5 事務局職員出席者

教育振興部長	峯 島 妙	生涯学習部長	西 野 敦
教育振興部次長	真 銅 宏	教育総務課長	辻 中 伸 弘
教育指導課長	吉 川 祐 一	学校給食センター所長	奥 田 茂
こども課長	前 川 好 啓	こども課指導主事	樋 田 良 恵
こども課指導主事	上 田 直 美	子育て支援総合センター所長	辻 本 多 佳 子
生涯学習課長	清 水 紀 子	図書館長	向 田 真理子
スポーツ振興課長	吉 岡 秀 高	教育総務課課長補佐	山 本 英 樹
教育指導課課長補佐	城 野 聖 一	こども課課長補佐	松 田 悟
生涯学習課課長補佐	梅 谷 信 行	スポーツ振興課課長補佐	西 政 仁
教育総務課(書記)	牧 井 望	教育総務課(書記)	鬼 頭 永 実

6 傍聴者 2名

午前9時34分 開会

○開会宣告

○日程第1 前回会議録の承認

○日程第2 会期・会議時間の決定

○日程第3 諸般報告

- ・12月の行事予定について、辻中教育総務課長、清水生涯学習課長から報告
(質疑) なし

○日程第4 議案第21号 平成29年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について

- ・平成29年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について、前川こども課長、清水生涯学習課長、奥田学校給食センター所長から説明

<参照：議案書p1～4、資料1>

(質疑)

西井委員：(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業について、ハード面及びソフト面を含めて一体的に契約することで間違いないか。

奥田所長：そのとおりである。施設の設計、建設工事から、運営、維持管理までを委ねるものである。なお、株式会社生駒北学校給食サービスは、本事業の事業予定者の代表企業である株式会社東洋食品が主体となって設立したグループ会社である。

西井委員：ハード面について、現在、最も良いとされるものが実施されるのか。

奥田所長：そのとおりである。また、施設については、完成次第、生駒市に所有権移転されるが、管理運営については、事業者が最善の方法で運営する。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第5 その他

- ・平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要について、吉川教育指導課長から説明

<参照：その他資料1(非公表)>

(質疑)

神澤委員：いじめは認知した後に、どう対応するかが問題である。森田洋司氏のいじめの図式によると、傍観者と仲裁者という役割がある。仲裁者を増やしていくには、教育が大切とされている。仲裁者を増やすための教育の枠組みやプランがあれば、事務局の考えを伺いたい。

吉川課長：平成29年2月に教育委員会で作成した「生駒市いじめ防止基本方針」に則った取組を進めていくことが大切であると考えている。この基本方針には、いじめの早期発見と迅速な事後対応を徹底することを記載させていただいている。この事を校長会や教頭会、生徒指導部会などで周知するとともに、各校で教員向けの研修会を開催し、基本方針を浸透させていく。これに加え、各校でも独自のいじめ防止基本方針を策定いただいていることから、市の基本方針と学校の基本方針を浸透させていただくことを周知させていただいている。また、実際の現場の先生方のアンテナを敏感にしていくこと、また事後対応の遅れが絶対に無いようにと、研修会を通じて強く指導している。学校内外で横のつながりも大切にして、先生方にも事案を共有してもらい、いじめを起こさない学校づくりに尽力していただいている。根本的な話として、いじめが起こらない学校づくりをしていくことが最も大切なことであることから、子どもたちには、道徳の授業が中心になってくるとは思うが、規範意識や人を思いやる心などを育む教育を充実させていかなければならないと考えている。

神澤委員：宮城県の教員用のいじめに関するDVD教材は大変良かった。他の自治体の取組なども参考にしながら、取組を進めていただきたい。

飯島委員：いじめについては、件数の多寡が重要でないということが一般的になっているとは思いますが、いじめの内容がどの程度深刻であるかが重要である。様々なレベルのいじめがある中で、先生方も深刻な事案を重点的に対応されているかと思うが、学校内外で情報交換はしているのか。

吉川課長：いじめ事案があった場合は、学校内では管理職だけでなく、全ての先生と共有するように指示している。いじめ事案であると学校が認めた場合は、学校から教育委員会に文書で報告をお願いしている。重大事態になり得る事案となれば、教育委員会から指導主事が学校に伺う準備をさせていただいており、校内では職員会議の開催や話し合う場を設けるといった議論はしていただいていると思う。ただし、現段階では、重大事案とされる事案は報告されていない状況である。

飯島委員：先生方の中で、重大事案か否かを判断するのは必要なことだが、子どもたちに対しては、重大ないじめでなければ許されるという意識を持たせないように、いじめはどれも等しくいじめであって、決して許されないという指導を徹底していただきたい。また、いじめの対応については、小中学校単年度で対応できるものではないと思う。統計的に幼稚園や中学生の時期に問題行動が多発する傾向にある。いじめと問題行動がすべて結び付かないかもしれないが、長期的にサポートする観点から、問題行動を行った児童生徒がその後の指導によってどのように変わっていったかなどを継続的に見守っていただきたい。国や県の調査とは別の形で

構わないので、保育園・幼稚園における問題行動の実態を把握することにも努めていただければと思う。

西井委員：怒りや妬みといった感情のコントロールができない子も多い。資料には記載されていないが、私が校長をさせていただいていた時には、靴隠しが多かった。クラス全員で時間をかけて探し出すなどして、これはしてはいけないことであるという認識を持たせる地道な取組を小さい時から行っていく必要がある。また、若い先生に多いのだが、クラスの中で起こっているいじめについて、担任が抱え込んでしまって、上司などに報告・連絡・相談がされていない状況もあることから、これらを徹底していくことが重要である。一方では、不登校の件数が多い状態が続いている。事務局では、学校に行くことができない理由を具体的に把握しているのか。

吉川課長：不登校の原因として、最も多いのは「不明」である。理由が分かっているものでは、「家庭に係る状況」が最多で、次に「学業の不振」が多い。

西井委員：学業で分からないものがあって、来づらくなるということもあるが、それだけでは説明し尽くせない深い理由もあると思う。それぞれの学校で原因究明や問題解決に当たっていただいているとは思いますが、引き続きお願いしたい。

坪井委員：不登校に関して4つの分類があるとの説明があったが、その分類を伺いたい。

吉川課長：30日以上学校に来ていない長期欠席者の中で、経済的理由による欠席、病気による欠席、不登校、その他という分類をしている。今回の数字は、その中の不登校に該当する件数を挙げている。

坪井委員：不登校の子どもの居場所づくりに関するお話があったが、教育委員会として、フリースクールなどの場所は把握しているのか。

吉川課長：公的な場所としては適応指導教室があるが、そこに通っている場合は、指導要録上、出席扱いとしている。また、フリースクールというものがあるが、国からそのような所に通っている場合も出席扱いとするようにとの指導があった。ただし、フリースクールについては、学校長が内容を吟味した上で、ある程度の教育活動を行っていると認めた場合に限り、出席扱いとしている。

中田教育長：本調査は児童生徒へのアンケート調査に基づく数字であると思うが、調査後の対応について、具体的な説明を受けたい。

吉川課長：アンケート調査において、いじめられたことがあると回答のあった児童生徒すべてに担任が個別懇談をし、いじめに該当するかどうかを見極めている。いじめであると判断された場合は、各校で設置しているいじめ対策委員会や協議会において、加害者と被害者の両方に事情を聞いた上で、きめ細やかな指導をし、解決の方法を見出して、保護者にも報告し

ている。もともと、解決してからも、国の指針に則り、原則3ヶ月は経過を見守り、再発防止に努めている。重大であると思われる事案は、直ちに保護者にご来校いただき、話をお伺いしたり、場合によっては保護者も含めた指導をすることになっている。

- ・就学前教育・保育に関する基本方針（案）に係るパブリックコメントの実施について、前川こども課長から説明

＜参照：その他資料2-1，2-2＞

（質疑）

寺田委員：このように変わっていけば素晴らしいと希望が湧く文章もあった。市議会にパブリックコメントの結果を報告し、総合教育会議で基本方針の協議をするなどの予定の説明があったが、実際どのように事業に活かしていく予定なのか、説明を受けたい。

真銅次長：基本方針の策定とパブリックコメントの結果は3月に議会に報告する予定である。方針策定後については、平成30年の4月以降に具体的な取組に着手していく。予算の伴うものはどの程度の予算が必要になるのかといったことを検討した後に、予算を組んでから順次進めていきたい。

寺田委員：子ども・子育て会議での審議は一度終結し、次は行政で実施していくということか。

真銅次長：子ども・子育て会議で方針を審議し、実際の取組は行政で具体的に進めていく。

中田教育長：確認であるが、この答申は市長が諮問しての答申であって、教育委員会への答申ではないということによろしいか。

真銅次長：そのとおりである。子ども・子育て会議は条例上、市長の諮問機関であり、本方針も市長への答申となり、総合教育会議の協議を経て決定することになる。

レイルス委員：具体的な取組は、来年度実施していくとのことだが、改善が緊急に必要なものがある。特にエアコンは緊急度が高いものだと思う。しかし、エアコンは予算が必要であり、そのためには12月市議会に提出しなければならないが、そのことを含めた今後のスケジュールはどのようになっているのか。

真銅次長：基本方針の策定が今年度末となることから、予算措置を講じるにしても、来年度当初予算に反映することは困難で、再来年度以降の予算に反映することになるかと思う。

レイルス委員：では、本方針策定以降にどの園を優先して設置していくか調査し、決定していかなければならないと思うが、平成30年度内に設置は可能なのか。

真銅次長：平成30年度に設置というのは難しい。エアコン設置は小中学校でも検討しており、さらに市には他にも予算を要する様々な施策がある。すぐ

に予算措置を講じて実施するというのは困難と考える。

中田教育長：補足説明として予算について説明させていただく。先月、平成28年度決算の審査が終わった。生駒市は人口急増に伴って同時期に多くの公共施設を建設しており、建て替えの時期も同時に来ている。それに伴って、財政負担も大きくなっている。そのような事情から、議会も附帯意見として、公共施設の計画的な更新、維持管理に努められたいとしている。その中で、新たにエアコンを整備するにしても、優先順位を考え、計画的に順次進めていかねばならない。また、教育環境の整備に限定しても、エアコン、ICT機器の整備等、現場の先生方や保護者、事務局など様々な立場からの様々な思いがある。今はそのような過渡期であり、今後委員の皆様にご相談することや、意見交換会などを開くことが必要になってくると思う。その際に、本方針は教育委員会としての意思を表明する材料ともなると考えている。

上田委員：本方針の中では、保幼小連携と新学習指導要領に対応していくための教員研修が早急な課題であると思う。保育園と幼稚園でも方針や考え方が異なる部分があるだろう。今回の指導要領の改訂は今後の日本に求められる人材育成のための大きな改訂であり、先生方が研究し、話し合う場が必要である。予算がかかるものではないので、今すぐにでも具体的な取組を始めなければならない。

飯島委員：保幼小の連携や地域との連携は、小中学生の学力・体力とは容易に関連付けられないが、東北等の学力の高い地域などを参照してみると、学力・体力については幼少期に、保育園や幼稚園、また地域の中で、どのように過ごしたかが大きく影響しているようである。小学校の学力調査の結果が好ましくなかったからと言って、小学校単体で解決しようとしてはいけない。幼稚園・保育園の時代から家庭や地域と情報を共有しながら、保幼小中、さらに地域で連携し合って子どもたちを育てていかなければならない。またこのような話題は、今後、総合教育会議においても、検討していくべきだと思う。会議でも、幼児教育の改革の主旨、目的、予算など、きちんと伝えられるように材料を用意しておいていただきたい。

真銅次長：そのようにしたいと思う。就学前教育・保育の重要性を自覚し、本方針を踏まえた施策の実現に着手していきたい。

上田委員：飯島委員も仰っていたが、地域を巻き込みながら、本方針を実現していく主体としてのコミュニティ意識を持たなければならない。また、先生方にも自分事だという当事者意識を持っていただけるように、事務局からも働きかけていただきたい。

西井委員：今は保育園が必要とされる時代だが、幼稚園教育も必要であると思う。両親が共働きの子も幼稚園で受け入れられる態勢を用意してほしい。小学校でも体力的な問題から、午後からの授業を起きていることができない

い子が多い。保育と教育をきちんと分けてきちんと両立させていくことが必要だ。共働きの親でも、子どもたちのためになる保育・教育ができる環境づくりをしてもらいたい。

中田教育長：パブリックコメントを実施するに当たって、教育委員会と議会で意見を頂く。頂いた意見については、精査して、施策に反映できるものは反映させてもらいたい。また、担当課においても、本方針を運用上に活かしてもらいたいと思う。

○閉会宣告

午前10時39分 閉会